

## 第 20 回 Japa フォーラム 論点提起 瀧下嘉弘

5 June 2024

### 古民家との出会い

1963年、岐阜の山奥から上京して間もなく、東京六本木の防衛庁の正門の近くへ群馬から移築された古民家を見て強く衝撃を受けた。この家の持ち主はアート専門の出版社の社長、米国人の Weatherbee 氏であった。当時、古民家といえば、薄暗くて 寒くて 茅葺屋根は貧乏の象徴に思われた時代であった。しかし彼は長年かけてこの建物を快適に暮らせる自宅にする様に工夫をしていた。この移築された古民家は想像を絶する建築物に見えた。大きな大黒柱、真っ黒い大きな梁組、高い天井、土壁、程よい間接照明が生む優しい空間に入ると、今まで経験したことが無い不思議なやすらぎと安心感を覚えた。

### 古民家建築への道

この頃、偶然故郷の近くでダムに沈む合掌造りがあるという情報に接し、早速、好機とばかり1965年から鎌倉へ移築する計画を立てた。今、その家を父から相続して住んでいる。後にこの家が古民家の魅力を伝えるモデルとなり、ズブの素人であったが、すっかり古民家建築にはまり込ん

で行ったのである。古民家建築に興味を持たれる人々は不思議と外国人の方が多く、日本の古民家も古美術も国際的だと思うに至る。

Before



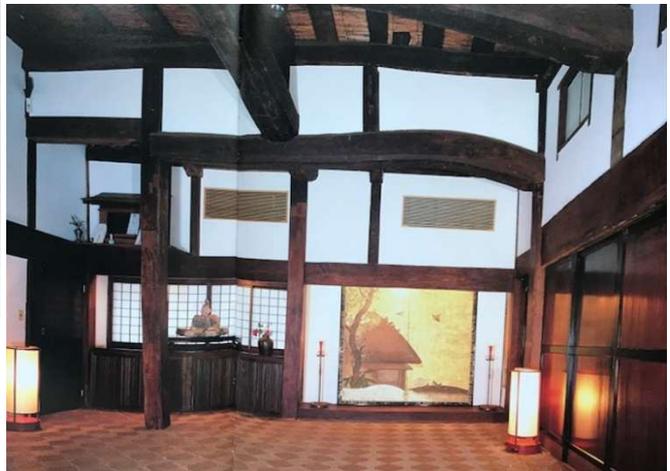


移築

移築復元工事中



After





## 外国人の古民家活用に気づかされた問題

2023年愛知県で開かれた“古民家サミット”での基調講演を依頼された。驚いたことにやはり聴衆の250人が外国人であった。近年、移住と称して、田舎の古民家活用に熱心な日本人が増えてはいるが、外国人は、実に上手に田舎の「立派な古民家」を「捨て値」同然で購入し、DIYで改築し、快適に住み始めている。

問題の1つは“日本人として”古民家の根源的な建築遺産価値の認識が不足。第2は日本人が外国人と比べて、発想の自由度に欠けていること。第3は古民家所有権の移転譲渡を妨げている法律。

# 民家サミット2023

4月21日～4月23日

愛知県民の森、愛知県新城市



[kominkajapan.org](http://kominkajapan.org)

Kominka Japanが自信を持ってお届けする、日本研究者、工芸家、建築家、伝統大工、サステナビリティやコミュニティづくりの専門家、民家愛好家など、世界で最も尊敬されている方々による講演、パネルディスカッション、DIYワークショップ&デモンストレーション、そして、民家関連の様々なショップ、情報提供ブース、フード、音楽などの「民家モール」が開催されます！



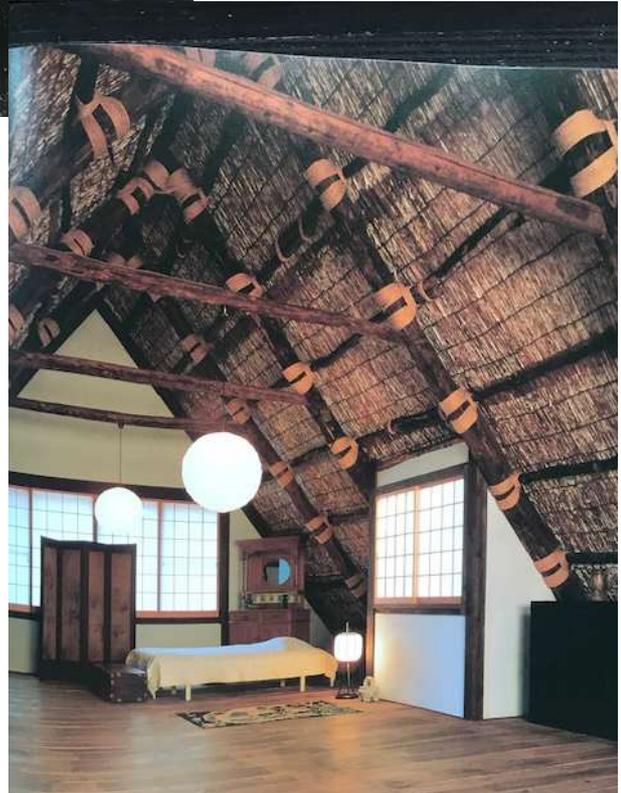
The Young American Leaders

## 古民家セミナー早稲田大学





外国人の為に移築



## 論点提起

そこで、論点提起。

今や民間レベルでは遅すぎ、手に負えないほど急速に絶滅していく古民家を未来へ如何に遺すか。早急に、国家レベルで歴史的建築文化遺産として認識する事。一体全体、古民家は日本のゴミなのか宝なのか？ 国家レ

ベルで古民家の価値を認識することが喫緊の課題。日本の文化の認識度が問われている。

次に、外国人から古民家を現代風に快適に住む方法を “二度目の文明開化” として学び、国として日本人として今一度真剣に考える。

次に、まだまだ十分に保存再使用できる丈夫で長持ちのする古民家が複雑な法律が原因で所有権移転を困難にしていることはあまり知られていない。その結果が空き家となり古民家が腐果てていく現状がある。早急に法律を改正するべきではないか。

日本は17世紀初頭から19世紀末まで世界に類を見ないほどの「太平の世」を保った尊い実績がある。その時代、先祖を敬い、自然に畏怖の念を抱き暮らし、相互扶助を尊重し、物を大切に、身の程を知る「知足」の文化を守った実績は世界に誇れると考える。今更声高に言うまでもなく、循環維持可能の精神、SDGs を実践して来た。このような循環維持可能な社会で生まれた古民家は人間として生きる上に大切な魅力にあふれている。古民家は SDGs の象徴であり先祖が残してくれた稀有な財産である。

AIの時代、そして衣食住もそこそそ足りている今、古民家を活用することは、古民家が誕生した時代の日本人の精神性に立ち返り、人と人が交流するコミュニティの最適な場として、ますますその価値を見直すべきと思われる。

以上

## 参考:歴史文化の関係法

### ■ 文化財保護法

- 「文化財保護法」は、文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型に分けて定義し、その類型別に国が指定等することを基本としている。

### ■ 博物館法

- 博物館法における「博物館」は、歴史資料や美術品や自然史資料、動植物など、資料の種類に関わらず、資料の収集・保管（育成）、展示、資料についての調査研究、教育普及活動やレクリエーションに資するために必要な事業等を行うことを目的とする機関であり、法の規定による「登録を受けたもの」と定義され、登録は、博物館法制定以来、都道府県及び指定都市の教育委員会が行うこととなっている。

### ■ 歴史文化基本構想

- 歴史文化基本構想とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想で、文化財保護に関するマスタープランとしての役割、文化財を生かした地域づくりに資するものとして活用されることも期待されるとしている。

（補）「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素が一体となったものを指す。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。

出典：「歴史文化基本構想」策定ハンドブック 文化庁 <https://tinurl.com/27sor2gw>

### ■ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）

- 文化観光推進法は、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とする。